

アセスメントポリシーの整備・運用 ～第三期認証評価への組織的対応～

2019年9月17日（火） 15:00～16:30

東京学芸大学

田中正弘（筑波大学）

目次

- 本発表の目的
- 第三期認証評価
- 高等教育無償化（高等教育の修学支援新制度）
- 成績評価ガイドライン
- アセスメント・ポリシー
- 厳格な成績評価
- まとめ

本発表の目的

- 日本では、成績評価は大学教員の裁量にほぼ全て委ねられているため、**評価基準が不統一かつ曖昧**であることが多い。
- よって、学修成果を重視した第三期認証評価への組織的な対応に問題があると指摘されかねない。
- そこで、成績評価の妥当性と信頼性の向上のため、「ガイドライン」に沿った、組織的な評価の構築および実施の徹底を提案したい。

第三期認証評価

第三期認証評価

- 認証評価制度の運用は現在第三期（7年サイクルの3回目）に入っている。
 - 第二期までの評価制度の反省点は、「法令適合性等の外形的な評価項目等が多く、必ずしも教育研究活動の質的改善を中心としたもの」（中教審 2016: 2）でなかったことである。
 - よって第三期において、「学修成果の評価や全学的なマネジメントの下、**内部質保証の確立を重視した評価への転換**」（中教審 2016: 2）が必要である。

出典・中央教育審議会(2016)「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」(平成28年3月18日)

内部質保証を重視した評価

- 第三期認証評価は、内部質保証を重点評価項目と位置づけている。
- このため、大学は自らの教育研究の質を一定程度担保していることについて説明を求められる。



どのように説明する？
そもそも何が評価される？

説明と評価の方法

- 大学は「どのような（成績）評価に基づき学位を授与したかについての説明」（中教審 2016: 5）をしなければならない。
 - 換言すると、認証評価機関は、「三つのポリシーとも照らして、大学が学生の学修成果をどのように把握・評価しているか」という点について、評価を行う」（中教審 2016: 5-6）。
 - さらに、「学修成果と社会との接続の観点から、卒業者の進路状況について評価を行う」（中教審 2016: 6）。

教員養成
単科大学
にとって、
悩ましい
こと

出典・中央教育審議会(2016)「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」(平成28年3月18日)

(余談ですが) 卒業者の進路状況

- 教員養成系学部 of 卒業生は教員になるべきか？
 - 教職大学院は専門職大学院なので、教員養成に特化した教育・進路指導を行うべき。
 - 教員養成系学部は、教育学・教科教育学の素養を持つジェネラリストを育ててはだめなのか？
 - 法学部は法学の素養を持つジェネラリストを養成しており、実際に法曹になるものの割合は著しく低い。
- 教員養成系単科大学の憂鬱
 - ジェネラリストの養成を声高に提唱したら、評価に耐えられるのか？

(余談の続き)

- 教員就職率を重視することのデメリットを、越智(2019)は、以下のように指摘している。
 - 「学部での学びを生かして、教育研究者になりたい、行政・ボランティアの観点から教育を支えたい、といった希望は、少なくとも大学にとっては何ら価値をもたない（むしろマイナスの価値をおびる）要素となり、教員以外の進路を志望する学生は、突如、よそ者に見え始める」。

出典・越智康詞(2019)「いま大学で起こっていること—教員養成大学・学部を中心に」『教育情報』, No.1133, 90-93頁。

学修成果の把握

- 学修成果の把握は容易ではない。
 - 学修成果 = 望ましい就職結果ではない。
 - 学修成果 = 優れた卒論でもない。
 - 学生は正課外活動からも学ぶ。
- とはいえ、大学が把握しておくべき最も重要な学修成果は、正課（内）教育の結果である。
 - 正課教育は、一つ一つの科目の積み重ねでカリキュラムが構成されている。
- よって、成績として表される各科目の学修成果で、学生の学修成果を把握できる（と考える）。
 - 成績評価は信頼できるものでなければならない。

内部質保証の根幹

- 内部質保証の根幹は、大学自らが教育の質を組織的に担保していることにある。



- 教育の質を組織的に担保するためには、学修成果の把握が欠かせない。



- 学修成果を把握するためには、**成績評価が信頼できるもの**でなければならない。
 - 成績評価の信頼を高めることは、高等教育無償化の観点からも重要である。



高等教育無償化

(高等教育の修学支援新制度)

高等教育無償化の趣旨

高等教育の無償化の趣旨

低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、①授業料及び入学金の減免と②給付型奨学金の支給を合わせて措置する。

制度の概要

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】 ①授業料等減免制度の創設
②給付型奨学金の支給の拡充

【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

【実施時期】 2020年4月
(2020年度の在学学生(既に入学している学生も含む。)から対象)

【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

出典・文部科学省(2018)「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要」(平成30年12月28日), 2頁。

授業料等減免・給付型奨学金の概要

- 授業料等減免は、各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出。

(授業料等減免の上限額(年額) (住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

<上限額の考え方>

(国公立)

入学金・授業料ともに、省令で規定されている国立の学校種ごとの標準額までを減免。

(私立)

入学金については、私立の入学金の平均額までを減免。

授業料については、国立大学の標準額に、各学校種の私立学校の平均授業料を踏まえた額と国立大学の標準額との差額の2分の1を加算した額までを減免。

- 給付型奨学金は、日本学生支援機構が各学生に支給。

(給付型奨学金の給付額(年額) (住民税非課税世帯))

※自宅生 平均45万円 自宅外生 平均88万円

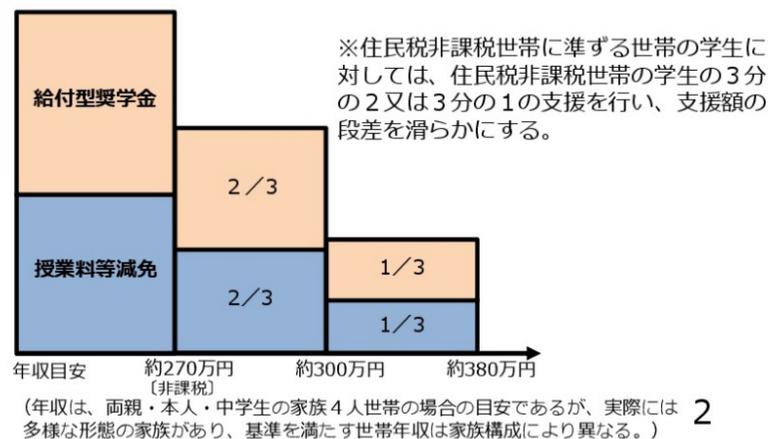
国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円 自宅外生 約80万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円 自宅外生 約91万円

※高等専門学校の学生については、学生生活費の実態に応じて、大学生の5割～7割の程度の額を措置する。

<給付額の考え方>

学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置。

※閣議決定に即して措置。あわせて、大学等の受験料を措置。



出典・文部科学省(2018)「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要」(平成30年12月28日), 3頁。

支援対象者の要件

【学業・人物に係る要件】

- 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。
進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学習状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。
- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学習意欲や進学目的等を確認。
- 大学等への進学後は、その学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。

重要

○ 次のいずれかの場合には、直ちに支援を打ち切る。なお、その態様が著しく不良であり、懲戒による退学処分など相応の理由がある場合には支援した額を徴収することができる。

- i 退学・停学の処分を受けた場合
- ii 修業年限で卒業できないことが確定した場合
- iii 修得単位数が標準の5割以下の場合
- iv 出席率が5割以下など学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合

○ 次のいずれかの場合には、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支援を打ち切る。

- i 修得単位数が標準の6割以下の場合
- ii GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合
（斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討中）
- iii 出席率が8割以下など学習意欲が低いと大学等が判断した場合

成績評価に学生が敏感に

大学院生は対象外

【その他】

- 現在の給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・日本国籍、法定特別永住者、永住者又は永住の意思が認められる定住者であること。
 - ・高等学校等を卒業してから2年の間までに大学等に入学を認められ、進学した者であって、過去において高等教育の無償化のための支援措置を受けたことがないこと。
 - ・保有する資産が一定の水準を超えていないこと（申告による。）。
- 在学中の学生については、直近の住民税課税標準額や学業等の状況により、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。また、予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

3

出典・文部科学省(2018)「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要」
(平成30年12月28日), 4頁。

GPA等が下位4分の1

- Q 「成績評価における指標の設定・公表と適切な実施」とは？
- A 個々の学生の成績が学部等の中でどの位置にあるかを把握することができるよう、GPAなどの客観的な指標を立て、その計算方法などを設定し、公表していること
 - 成績の下位4分の1に属する学生等に対し警告を与え、これを連続で受けた場合には支援を打ち切る。
 - 学部ごとに学生の成績がどのように分布し、下位4分の1が全体のどの範囲かを示す資料（グラフや表）の添付を求める。

出典・文部科学省(2018)「FAQ(H30.11月版)」, 7-8頁。

支援打ち切り

- 成績の下位4分の1に連続して属した結果，支援を打ち切られた学生は，その判断に納得できるのだろうか。

いい加減な成績の
付け方で，怒！！

- 納得できなかった学生に訴えられる可能性がある。



- 裁判に耐えうるような「**厳格かつ適正な成績管理**」
(文部科学省 2018:5) 制度の運用が求められる。

厳格かつ適正な成績管理

- Q 「厳格かつ適正な評価を通じた単位又は履修の認定」とは？
- A 試験やレポートの内容、学習への意欲などを、どのように学修成果として評価し、単位を与え、又は履修を認定しているのかを**あらかじめ設定し、シラバス等により明らかにしていること**
 - 「**成績評価ガイドライン**」（アセスメントポリシー）の作成が必要となる。

出典・文部科学省(2018)「FAQ(H30.11月版)」, 7-8頁。



成績評価ガイドライン

お茶の水女子大学のガイドライン

レターグレードと評点区間、及び評価基準表

S (90点以上)	基本的な目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている。
A (90点未満から80点以上)	基本的な目標を十分に達成している。
B (80点未満から70点以上)	基本的な目標を達成している。
C (70点未満から60点以上)	基本的な目標を最低限度達成している。
D (60点未満不合格)	基本的な目標を達成していないので再履修が必要である。

S評価を評価対象者の15%以内(履修者数が10人未満の場合は2名以下)に留める。

履修放棄によって評定できない場合はD(不合格)となる。

レターグレードで評定する場合の評点は、S=95、A=85、B=75、C=65、D(不合格)=55となる。

出典：http://www.ocha.ac.jp/education/info/about_grade.html

北海道大学のガイドライン（1）

- 2002年に、教務委員長長の通知「成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施等について」を配布
- 2003年に、全学教育科目の成績評価基準ガイドラインを作成
 - 評価基準の設定・明示（科目レベル）
 - 評価結果の公表（成績分布WEB公開システム）
 - 評価の妥当性の検討（評価の極端な偏りの点検）
- 2004年に、秀を加えた5段階評価に変更

出典：安藤厚（2009）「事例報告：北海道大学における教育の質保証の総合的取組—厳格な成績評価・GPA制度・履修登録の上限設定による単位の実質化」，7頁。

北海道大学のガイドライン（2）

- 成績分布の基準（2012年度）
 - 全学教育科目では、「秀」評価の目標値は「10～15%」、GPAの目標値は「2.45」、「評価の極端な偏り」の点検基準は「学期GPA平均値（2.45）±0.5」を目安とする。
 - 【注】北海道大学は、平成27年度入学生から新しいGPA制度（成績グレードを5段階から11段階へと変更）を適用している。

出典：北海道大学教務委員会（2013）「『秀』評価，GPA制度，自由設計科目制度及び履修登録単位数の上限設定の実施について，Q&A」（平成25年度教職員用），3頁。

岩手大学のガイドライン

- 岩手大学では、教養教育センターが中心となって、「科目委員会成績評価ガイドライン」を作成し、各科目委員会が独自に成績評価基準を定めている。
- いくつかの科目委員会では、成績評価に極端な偏りが見られる科目の担当者に、科目委員長が**評価基準の見直し**を求めることがある。

一橋大学のガイドライン

- 成績のグレードは、A・B・C・D・Fの5段階
- 最上位グレードのガイドラインとして、「A評価の取得者数は、A・B・C評価取得者数の合計の3分の1以下とする」（一橋大学 2014: 19）
 - 適用除外科目は、ゼミ、少人数（20名以下）科目、インターンシップ科目など

出典：一橋大学大学教育研究開発センター（2014）「教員用授業ハンドブック」（2014年度版）

横浜国立大学のガイドライン（1）

○ 「授業設計と成績評価のガイドライン」について

成績評価ガイドラインを検討するワーキンググループでは、他大学におけるガイドラインの調査や議論を重ね、ガイドラインのたたき台を各部局の先生方に提示し意見を収集しました。集まった意見をもとに、授業設計と成績評価のガイドラインの導入においては、全学的な「成績評価の基準表」と各教員が授業ごとに作成する「授業別ルーブリック」の導入を軸とすることになりました。本リーフレットでは、ガイドラインの要点を抜粋して紹介します。

ガイドラインの要点は3つあります

● 授業における、「成績評価の基準」を全学で統一します。

…教員間の成績評価への認識を統一し、学生が「秀」のレベルを認識できるようにします。

● 「電子シラバス」が変わります。（平成28年度春学期入力分から）

…授業外学修時間に学生が学修すべき内容を示すという項目の構成変更に加えて、授業の担当教員が「授業別ルーブリック」を入力するようになります。

● 授業ごとに「授業別ルーブリック」を導入します。

…ルーブリックとは、学生が何を学修するのかを示す評価の項目と、学生が到達しているレベルを示す具体的な評価基準をマトリクス形式で示す評価指標です。

出典：横浜国立大学(2015)「平成27年度授業設計と成績評価ガイドライン」, 2頁。

横浜国立大学のガイドライン (2)

成績評価の基準を全学で統一します

教育改善のPDCAサイクルに繋がる成績評価の実現に向けて、成績評価の基準を全学で統一します。

Q. 基準を設けて統一する目的は何でしょうか？

A. 教員間の成績評価の基準を統一することで、学生が成績のレベルを認識し、自発的に学修するようになることを目的としています。

Q. 成績評価の基準とはどのようなものですか？

A. 授業の成績（秀・優・良・可・不可）と履修目標、到達目標との関係を示すものです。

「成績評価の基準表」（※電子シラバス上で学生にも示します）

秀	優	良	可	不可
履修目標を越えたレベルを達成している	履修目標をほぼ達成している	履修目標と到達目標の間にあるレベルを達成している	到達目標を達成している	到達目標を達成できていない

履修目標と到達目標の概念を説明します。

履修目標	授業で扱う内容を示す目標です。より高度な内容は自主的な学修で身につけることを必要としています。
到達目標	授業を履修した学生が最低限身につける内容を示す目標です。履修目標を達成するにはさらなる学修を必要としている段階です。



基準の統一

- ・ 学生に対して授業の目標、成績評価の基準を明確にすることで学生が学ぶ方向が正しく設定できます。
- ・ 学生への成績評価の信頼性を高め、教育の質を保證することができます。

出典：横浜国立大学(2015)「平成27年度授業設計と成績評価ガイドライン」, 3頁。

横浜国立大学のガイドライン (3)

電子シラバスが変わります

成績評価の基準表と授業別ルーブリックの導入にあわせて、電子シラバスが平成28年度春学期入力分から変わります。

具体的な変更点を紹介します。

- ① 「授業外時間の学修内容」の項目を追加します。
学生に、授業時間外に学修すべき内容を、明確に示すことができるようになります。
- ② 履修目標と到達目標の項目を分離します。
履修目標と到達目標は、成績評価の基準表に対応しています。
- ③ 成績評価の基準表を、電子シラバス上で学生に示します。
学生が成績評価の基準を明確に把握できるようになります。
- ④ 成績評価の項目を「成績評価の方法」「成績評価の基準」に分離します。
成績評価の基準の入力には、「授業別ルーブリック」の作成機能を追加します。

ルーブリック入力画面
(イメージ)

評価項目	評価基準				
	期待している以上である	十分に満足できる(履修目標)	やや努力を要する	努力を要する(到達目標)	相当の努力を要する
評価項目A	評価基準1 [水準]	評価基準2 [水準]	評価基準3 [水準]	評価基準4 [水準]	評価基準5 [水準]
評価項目B		履修目標		到達目標	
評価項目C					

出典:横浜国立大学(2015)「平成27年度授業設計と成績評価ガイドライン」,3頁。

ガイドライン策定を明示した大学

- 福井大学の平成28年度「年度計画」に、下記の文言が含まれている。
 - 多面的かつ厳格な成績評価のガイドライン（アセスメント・ポリシー）を整備し、国際通用性のある厳格な成績評価を行う。
- 同様の文言は、福島大学の「年度計画」（平成28年度）にも見られる。
 - 厳格な成績評価に基づいた卒業認定を行うため、学位授与の方針に定める諸能力を基準としたアセスメント・ポリシーの共有と各授業における成績評価基準の継続的な点検・改善を、FD（ファカルティ・ディベロップメント）を通して促進する。

出典：福井大学（2015）「平成28年度国立大学法人福井大学年度計画」、1頁。

出典：福島大学（2015）「平成28年度国立大学法人福島大学年度計画」、2頁。



アセスメント・ポリシー

文部科学省の定義

- 文科省「用語集」(2012: 39)によると、アセスメント・ポリシーは以下のように定義される。
 - 学生の学修成果の評価（アセスメント）について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた学内の方針。

二つの異なる解釈

- 文科省の定義（学修成果の評価）には、二つの異なる解釈が見られる。
 - ① **科目**の学修成果（**成績**）の評価と解釈する。
 - アセスメント・ポリシーは、成績評価のポリシーを意味し、成績評価ガイドラインを策定することになる。
 - 主に国立大学に見られる動き。
 - ② **学位プログラム**全体における学修成果（**学士力**）の評価と解釈する。
 - アセスメント・ポリシーは、学士力の質保証ポリシーを意味し、教学IRなどを整備することになる。
 - 主に私立大学に見られる動き。
- ただし、①と②の両方の実施が望ましい。

桐蔭横浜大学のポリシー

	入学生	在学生	卒業生
機関レベル (大学全体)	各種入学試験	退学率除籍率 休学率 各種学生アンケート	学位授与率 就職率 就職分野別分布分析 卒業時アンケート調査 卒業後アンケート調査
教育課程レベル (学部・学科)	各種入学試験 入試区分別成績調査	GPA分布 成績分布 修得単位状況 学修行動調査 進級率(留年率) 各種外部試験 海外留学者数 インターンシップ参加者数	公務員試験合格数 進学率 教職免許取得数 教員採用試験合格者 臨床検査技師合格率 臨床工学技士合格率
科目レベル	基礎学力試験(プレースメントテスト) アンケート	出席状況 成績評価(単位取得率) 成績分布 授業アンケート	

出典: 桐蔭横浜大学(2018)「アセスメントポリシー」
(<http://toin.ac.jp/univ/overview/assessment/>)

いわき明星大学のポリシー

	入学生	在學生	卒業生
機関レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・各種入学試験 ・満足度調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・学内スクール受講者数 ・課外活動状況 ・満足度調査 ・退学率 ・休学率 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与数 ・就職率 ・専門領域への就業率 ・進学率 ・満足度調査（卒業時） ・卒業生へのアンケート調査 ・雇用者へのアンケート調査
教育課程レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・各種入学試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・GPA ・成績分布状況 ・修得単位数 ・外部テスト ・学修行動調査 ・ジェネリックスキル調査 ・進級率 ・転部転科率 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師国家試験合格率・合格者数 ・教員採用試験合格率・合格者数 ・公務員採用試験合格率・合格者数 ・日経225構成企業採用数 ・資格取得率・取得者数
科目レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントテスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・成績評価（テスト・ルーブリック） ・学修履歴（ポートフォリオ） ・アセスメントテスト ・学外実習評価 ・成績分布状況 ・授業評価アンケート 	

出典:いわき明星大学(2018)「アセスメントポリシー」
 (http://www.iwakimu.ac.jp/information/assessment_policy.html)

京都女子大学のポリシー

	評価対象	評価指標
機関（大学）レベル	大学における活動全体を通じた学修成果	<ul style="list-style-type: none">• ジェネリックスキル測定テスト• 就職率• 学生生活実態調査• 卒業時アンケート• 学修ポートフォリオ
学位プログラム（学科・専攻）レベル	学位プログラムとしての学修成果	<ul style="list-style-type: none">• ジェネリックスキル測定テスト• 卒業論文・卒業研究の成果• GPA• 学修ポートフォリオ• 免許・資格取得状況
科目レベル	科目ごとの学修成果	<ul style="list-style-type: none">• 各科目の成績評価• 授業アンケート

出典：京都女子大学(2018)「アセスメントポリシー」
(http://www.iwakimu.ac.jp/information/assessment_policy.html)

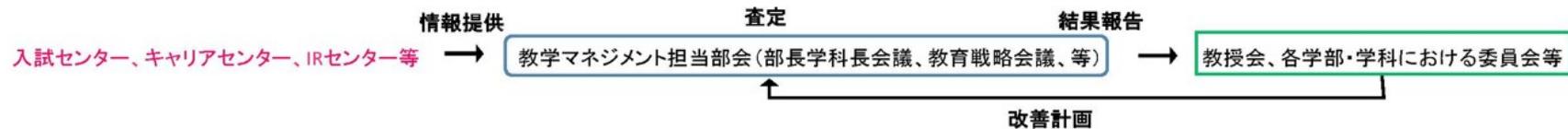
東北福祉大学のポリシー

アセスメント・ポリシー(HPより抜粋)に基づく各レベルでの査定とフィードバックの流れ

東北福祉大学では、ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの3つのポリシーに基づき、機関レベル(大学)・教育課程レベル(学部・学科)・科目レベル(授業・科目)の3段階で学修成果を査定する方法を定めています。

1. 機関レベル

学生の志望進路(就職率、資格・免許を活かした専門領域へ就業率及び進学率、等)から学修成果の達成状況を査定します。



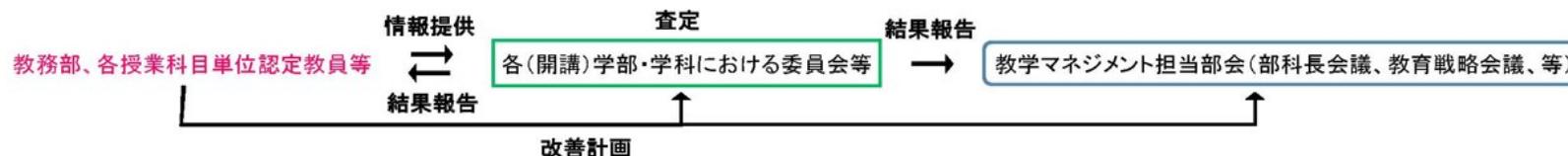
2. 教育課程レベル

学部・学科の所定の教育課程における資格・免許の取得状況、卒業要件達成状況(単位取得状況・GPA)から教育課程全体を通じた学修成果の達成状況を査定します。また、学年ごとの単位取得率・成績分布の状況から、学士力における汎用的技能と態度・志向性について、1年次における基礎、2年次における活用と実行、3年次における応用と定着、そして4年次での統合的学習、創造的思考の獲得状況を学修成果として査定します。



3. 科目レベル

シラバスで提示された授業等科目の学修目標に対する評価、及び学生アンケート等の結果から、科目ごとの学修成果の達成状況を査定します。



出典:東北福祉大学(2018)「アセスメントの仕組みの概要」, 2頁。

(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/arprn890000001gf8-att/s9n3gg000000fuxv.pdf>)

岩手医科大学のポリシー

- 医学部の評価方針（アセスメント・ポリシー）：抜粋
 1. 講義・演習のみの科目では、知識とその応用を査定します。実習を伴う科目では、技能、態度、コミュニケーション能力も評価します。臨床現場での実習科目では更に倫理・遵法精神と利他精神を評価対象にします。
 2. 知識とその応用に関しては筆記試験や口頭試問、技能は実技試験、その他の能力は実習現場評価（レポート、スケッチ、段階的スキル・行動表と業務現場評価法、および自己進捗度表等を取りまとめたポートフォリオ）で査定します。
 3. 筆記試験、口頭試問、実技試験は数値化して達成度を査定します。実習現場評価では、可能な限り数値化できる評価法を用いて達成度を査定します。
 4. 評価方法の選定と合否基準の設定にあたっては、**その妥当性、客観性ならびに実現可能性を考慮し、担当委員会にて定期的に見直し**を行い、次年度開始時に被評価者と評価者にシラバスで呈示します。

出典：岩手医科大学（2017）「評価方針（アセスメント・ポリシー）」
(<http://www.iwate-med.ac.jp/education/assessmentpolicy/>)

努力目標

- 文部科学省はDP・CP・APの作成をそれぞれ義務化した^が、四つ目のポリシーであるアセスメントは、努力目標とした（濱名 2016: 35）。
- しかし、やがて義務化されるであろうことは容易に想像できる。
 - アセスメントポリシーの整備が、私学助成金の配分項目に追加される予定（平成30年度）。
- では、成績評価ガイドラインおよびアセスメント・ポリシーに基づいて、どのように成績評価を厳格化すべきかについて考えてみたい。

出典：濱名篤（2016）「三つのポリシー（AP・CP・DP）をどう実質化するかーガイドライン策定を受けて」『カレッジマネジメント』198, 34-38頁。



厳格な成績評価

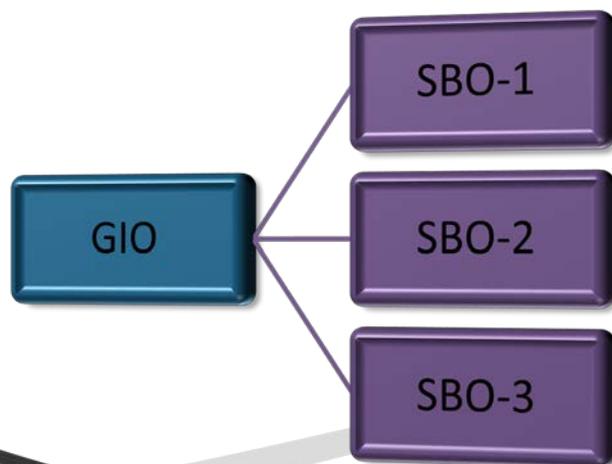
厳格な成績評価

- 「成績評価は到達度評価を基本とし、『**妥当性**』、『**客観性**』、『**透明性**』、『**公正性**』を徹底する」（北陸大学 2017）。
 - 到達目標の設定の「妥当性」の担保は容易ではない。
 - そもそも、到達目標の設定が教員間で不統一であることが多い。
 - そこで、**到達目標**（Specific Behavioral Objectives: SBOs）、および授業の**目的**（General Instructive Objectives: GIO）の設定の仕方を考えてみたい。

出典：北陸大学(2017)「2018年度版北陸大学授業のガイドライン」

GIO&SBOs

- 授業の目的（GIO）とは，期待する学修成果のことである。
- 到達目標（SBOs）とは，学生が修得すべき知識・能力・態度などを領域ごとに記述したものである。
 - SBOsを全て達成すると，GIOを達成できたことになる。



SBOsの設定

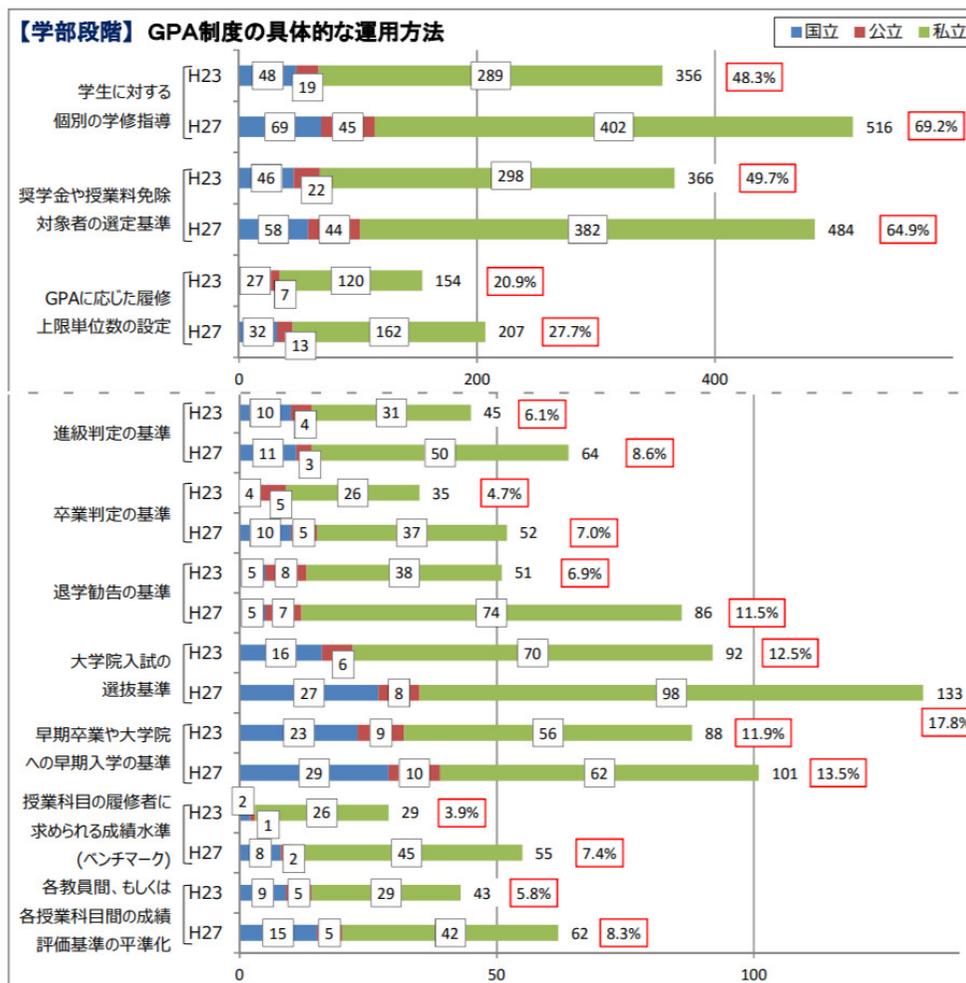
- 到達目標（SBOs）の設定を統一する。
例：SBOsは「授業を履修した学生が**最低限身につける内容**を示す目標」（横浜国立大学 2015）とする。
- SBOsの難易度の設定を統一する。
例：受講者の**8割以上が到達できる**であろう目標とする。
 - ただし，科目の難易度によって到達できる割合は変化させる。
 - 科目の難易度は，**科目ナンバリング**で示す。

科目ナンバリング

- ナンバリングは、科目の「分野＋難易度」で示す。
 - 分野：教育学（EDU）など
 - 難易度：100番台（学士入門），200番台（学士初級），300番台（学士中級），400番台（学士上級）など
 - 例：EDU201：教育学の学士課程初級レベルの科目
 - 200番台である，この科目のSBOsは，2年生の8割以上が到達できるであろう目標とする。
 - 仮に1年生が履修するとすれば，7割程度しか到達できない目標とする。3年生ならば，約9割とする。
 - 科目ナンバリングは**学生にSBOsの難易度を知らせるツール**となる。
 - 担当教員は科目の難易度を勝手に変えられない。

GPA制度の活用事例

GPAを成績評価基準の平準化に用いる例は少ない。



(※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

出典: 文部科学省(2017)「平成 27 年度の大学における教育内容等の改革状況について(概要)」

点検のための評価

- 点検のための評価は，下記の三段階で行う。
 - ① 科目レベル
 - ② プログラムレベル
 - ③ 機関レベル
- 点検のための評価は，下記の2種類がある。
 - 科目・プログラムレベルで毎年行う「**モニタリング**」
(Regular Monitoring)
 - 機関レベルで5～7年ごとに実施する「**プログラムレ
ビュー**」 (Periodic Reviews)

出典：大学改革支援・学位授与機構(2017)「教育の内部質保証に関するガイドライン」

科目レベルの点検

- 科目担当教員が下記の項目の点検を毎年実施し、点検レポート（A4で1枚）を作成する。
 - 受講学生数（過去5年間との比較）
 - 学生の学習到達度（特に成績分布の時系列変化）
 - 学生や第三者などの意見に対する対応
 - 優れた取組の検証
 - 具体的な改善点のリスト
- 点検レポートの評価は、学科長（あるいはプログラム長）が毎年行う。

プログラムレベルの点検

- プログラム点検担当委員（仮称）が下記の項目の点検を毎年行い、点検レポートを作成する。
 - 学生数（学年ごとに過去5年間との比較）
 - 学生の学習到達度（学年ごとに点検する）
 - 転学・退学者数（過去5年間との比較）
 - 優れた取組の検証
 - 具体的な改善点のリスト

【注】学習到達度を可視化するシステムがあると点検が容易になる。

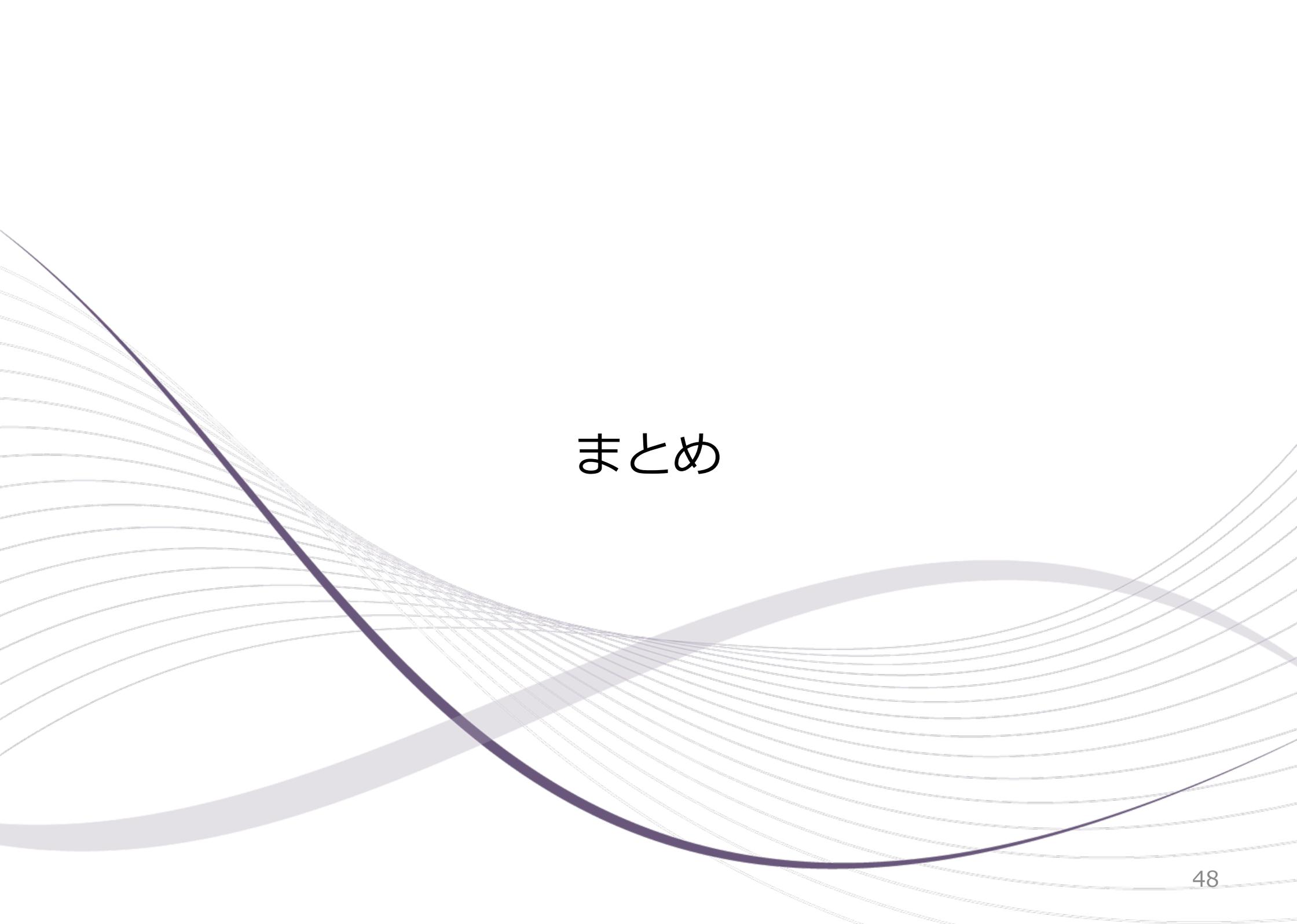
- 点検レポートの評価は、学部長が毎年行う。

機関レベルの点検

- 評価委員会（全学組織）が、下記の項目の点検を5～7年ごとに行い、点検レポートを作成する。
 - プログラムレベルのモニタリングが正しく機能しているか
 - 認証評価の評価基準を各プログラムが満たしているか

【注】点検のサイクルは認証評価のサイクルに合わせる。

- 点検レポートの評価は、執行部が行う。



まとめ

中央教育審議会答申の指摘

- 中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日）は、成績評価の現状と課題について、下記の指摘をした。
 - 我が国の大学は、成績評価について、個々の**教員の裁量に依存**しており、**組織的な取組が弱い**。従来のままでは、「大学全入」時代の学生の変容に際し、学生確保という経営上の要請も相まって、なし崩し的に安易な成績評価が広がってしまう恐れがある（26頁）。

具体的な改善方策

- 答申が提示する具体的な改善方策とは、
 - 教員間の共通理解を土台に、**成績評価基準を策定し**、その明示について徹底する。
 - 成績評価の結果について、基準に準拠した適正な評価がなされているかの**組織的な事後チェック**を実施する。
 - 成績評価の通用性を高める策として、学内の教員以外の**第三者の参画**を求める仕組みを検討する（27頁）。

改善のスリー・ステップへの挑戦を！

1. 成績評価基準の策定と明示

- 成績評価基準を評価の「ガイドライン」として策定し、全教員で共有することが必要。

2. 組織的な事後チェック

- 同僚評価を核とする点検（モニタリングとレビュー）制度の整備，およびその実施方針（アセスメント・ポリシー）の策定が必要。

3. 第三者の参画

- 他大学の教員（学外試験委員）による互助が必要。



ご清聴ありがとうございました。